

亘理町立学校給食センター
整備運営事業

特定事業の選定

2023(令和5)年12月14日

亘理町

亘理町立学校給食センター整備運営事業 特定事業の選定

亘理町は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)第 7 条の規定に準じ、「亘理町立学校給食センター整備運営事業」を特定事業として選定し、同法第 11 条第 1 項の規定に準じて、その客観的評価の結果を公表する。

令和5年 12 月 14 日

亘理町長 山田 周伸

目 次

第1 事業概要	1
1 事業名称	1
2 事業に供される公共施設等の名称	1
3 公共施設等の管理者の名称	1
4 事業の目的	1
5 事業の内容	1
第2 DBO で実施することの客観的評価	5
1 町の財政負担額見込額による定量的評価	5
2 選定事業者に移転されるリスクの検討	6
3 DBO により実施することの定性的評価	6
4 総合評価	7

第1 事業概要

1 事業名称

亶理町立学校給食センター整備運営事業

2 事業に供される公共施設等の名称

亶理町立学校給食センター

(本体施設及び附帯施設を含む。以下「本施設」という。)

3 公共施設等の管理者の名称

亶理町長 山田 周伸

4 事業の目的

亶理町立学校給食センターは、開設から50年を迎え1972(昭和47)年に建築、老朽化が進行しており、建物や設備の維持修繕に多大な労力を要している状況にある。また、安全・安心な食材や衛生管理に対する保護者等の意識が高まり、食育、食物アレルギー対応等、学校給食に対するニーズが多様化している状況を踏まえ、より安全・安心な学校給食の提供に向けた、新たな学校給食センターの更新・建替えが求められている。

一方で、町の人口は2005(平成17)年の約35,000人をピークに減少に転じるとともに、少子高齢化の進行により人口構造が大きく変化しているほか、財政状況も社会保障費や公債などの増加により、財政構造が硬直化し、今後も厳しい状況が続くものと見込まれることから、新たな学校給食センターの更新・建替えにあたっては運営や整備等の在り方について長期的な視点で検討する必要がある。

このような背景を踏まえ、本事業は、設計・整備・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できるDBO手法を導入し、安全・安心な学校給食を安定的に提供することを目的として実施するものである。

5 事業の内容

1) 施設概要

事業用地	宮城県亶理郡亶理町字悠里1-3
敷地面積	約5,420㎡
供給能力	1日最大2,500食とする。(アレルギー対応食(20食)を含む。)

2) 事業方式

本事業は、設計建設運営一括発注方式(DBO方式(Design:設計、Build:建設、Operate:運営))により実施するものとし、町は、本施設の設計・建設及び維持管理・運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

3) 契約形態

町は、本事業について施設整備業務及び維持管理・運營業務を一体の事業として発注するために、本事業に係る基本協定を選定事業者と、基本契約(事業契約)を基本協定締結後の選定事業者と締結する。更に、基本契約(事業契約)に基づき、設計企業と建設企業は、設計工事請負契約を締結する。

また、町は基本契約に基づき、運営事業者と本事業に係る維持管理・運営委託契約を締結する。

なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、後日公表する募集要項等(募集要項、要求水準書、審査基準書、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(事業契約書)(案)、設計工事請負契約書(案)、維持管理・運営委託契約書(案)をいう。以下同じ。)において示す。

4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から2041(令和23)年7月末までとする。

5) 事業の内容

選定事業者は、次の業務を行うこと。

ア 施設整備業務

- ア) 事前調査業務及び関連業務
- イ) 設計業務及び関連業務
- ウ) 建設業務及び関連業務 ※上下水道延伸配管敷設費含む
- エ) 工事監理業務及び関連業務
- オ) 調理設備調達・設置業務
- カ) 食器・食缶等調達業務
- キ) 施設備品調達・設置業務

イ 開業準備業務

ウ 維持管理業務

- ア) 建築物保守管理業務
- イ) 建築設備保守管理業務
- ウ) 附帯施設保守管理業務
- エ) 調理設備保守管理業務
- オ) 食器・食缶等保守管理・更新業務
- カ) 施設備品保守管理・更新業務
- キ) 清掃業務
- ク) 警備業務

- エ 運營業務
 - ア) 食材検収業務
 - イ) 調理等業務
 - ウ) 衛生管理業務
 - エ) 洗浄・残菜等処理業務
 - オ) 給食配送・回収業務
 - カ) 運営備品調達・更新業務

給食の運営に関して町が直接実施する主な業務は、次に掲げる業務である。

- ア) 献立作成業務
- イ) 食材調達
- ウ) 食材検収業務(検収簿の作成)
- エ) 給食費の徴収管理業務
- オ) 配膳業務
- カ) 食数調整業務
- キ) 食育指導

なお、町が別途発注する米飯・パン・牛乳等については、学校へ直接搬入されるため、本事業の給食の運營業務に含まない。

ただし、パン、ご飯の残食は、選定事業者が回収すること。残食回収に必要な袋等は事業者が準備すること。

6) 事業者の収入

町は、設計工事監理事業者及び建設請負事業者に給食センター施設整備に係る対価を支払い、運營業業者に維持管理・運営に係る対価を支払う。具体的な支払方法、支払時期については、後日公表する各種契約書類において示す。

なお、維持管理・運営に係る対価は、平準化して各年度同額の金額を支払うこととし、一定以上の給食数が増減する場合は変動料金を適用することを想定しているが、これらの具体的な設定については、募集要項等公表時に示す。

7) 事業スケジュール(予定)

2026(令和8)年9月の供用開始を前提に、事業スケジュールを以下のとおり予定している。

なお、2026(令和8)年7月以降の維持管理・運営については、必要に応じて選定事業者の意見をききながら、町が事業期間内に対応を決定する。

優先交渉権者の決定・公表	2024(令和6)年7月頃
基本協定の締結	2024(令和6)年8月頃
代表事業者との事業契約の調印 (仮契約)	2024(令和6)年8月頃
事業契約の議会の議決日(効力の発生)	2024(令和6)年9月頃
施設の整備(設計、建設)期間	2024(令和6)年10月 ～2026(令和8)年6月末
施設の引渡し (施設の供用開始は2026(令和8)年9月1日)	2026(令和8)年6月末
施設の開業準備期間	2026(令和8)年7月 ～2026(令和8)年8月下旬
施設の維持管理・運営期間	2026(令和8)年7月 ～2041(令和23)年7月
事業契約の完了	2041(令和23)年7月

第2 DBO で実施することの客観的評価

町の財政負担見込額による定量的評価、事業者に移転されるリスクの検討及び定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

1 町の財政負担額見込額による定量的評価

1) 財政負担額算定の前提条件

本事業を DBO により実施する場合、又は町が自ら実施する場合の町の財政負担額を比較するにあたり、その前提条件を以下の通り設定した。

なお、これらの前提条件は、VFM(Value for Money)を算定する上で、町が独自に設定したものであり、提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

■VFM 検討の前提条件

項目	値	算定根拠
①割引率	-0.16%	平成 24 年度から令和3年度の財務省の国債(10 年債)における表面利率及び GDP デフレーターを用いて設定
②リスク調整費	—	維持管理等業務に対する第三者賠償保険料を見込んでいる。
③物価上昇率	—	一定の物価変動が生じた際にはサービス対価を見直すこととしており、検討に際しては考慮していない。

■事業費等の算定方法

項目	PSC の費用の項目	DBO-LCC の費用の項目	算出根拠 (公表しない場合はその理由)
①施設整備業務にかかる費用の算出方法	設計・工事監理費 建設工事費 調理機器調達費 調理備品調達費	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・PSC 費用は、見積もり値を参考とした。 ・DBO-LCC の費用は、民間事業者への一括発注による効率化や選定事業者の創意工夫によるコスト削減率を調査し、設定した。 ・開業準備費は、維持管理・運営業務にかかる費用の2ヶ月分を計上した。
②維持管理・運営業務にかかる費用の算出方法	維持管理費 運営人件費等(開業準備費含む) 配送費 光熱水費	同左	
③資金調達にかかる事項	補助金 地方債 一般財源	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・地方債は、返済期間 25 年(据置3年)で設定した。利率は、近年実績を踏まえて設定した。 ・補助金の充当率は、近年実績を踏まえて設定した。
④その他の費用	—	アドバイザー費 モニタリング費	・DBO-LCC は、公共側費用としてアドバイザー費、モニタリング費を計上した。

2) 財政負担額の比較

上記の前提条件を基に、本事業をDBOにより実施する場合、又は町が自ら実施する場合の町の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した場合は、以下の通りである。ここでは、町が自ら実施する場合の公共の財政負担額を 100 とし、DBOにより実施する場合との比較を行う。

■財政負担額の比較

町が自ら実施する場合	DBO により実施する場合
100	97.2

■町が自ら実施する場合とDBOにより実施する場合のVFMの値

項目	値	公表しない場合はその理由
①町が自ら実施する場合の財政支出額(現在価値ベース)	非公表	応募において、正当な競争が阻害されるおそれがあるため。
②DBO により実施する場合の財政支出額(現在価値ベース)	非公表	同上
③VFM(金額)(現在価値ベース)	非公表	同上
④VFM(割合)(現在価値ベース)	2.8%	—

2 選定事業者に移転されるリスクの検討

あらかじめ、町と民間事業者との間で役割分担や管理体制を適切に整備することにより、リスク発生の抑制を図るとともに、リスク発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、長期にわたって、事業目的が円滑かつ安定的に遂行され、効率的な施設運営が期待できる。

3 DBO により実施することの定性的評価

本事業を DBO により実施した場合、次のような定性的な効果が期待できる。

1) 効率的な施設整備及び維持管理・運営の実施

民間事業者には設計から建設、維持管理、運営の各業務を一括して性能発注することで、各業務を単体で発注する場合と比較して、供用開始後の維持管理・運営方法に即した民間事業者のノウハウや創意工夫を生かした施設整備が可能になることにより、利便性の高い施設を効率的に整備することができる。また、長期的な視点での施設のライフサイクルコストの縮減等が期待できる。

2) 低廉かつ良質な給食の提供

民間事業者が有する運営ノウハウを活かすことで、低廉かつ良質なサービスを提供することが可能になり、町民等の満足度の向上が期待できる。

4 総合評価

本事業を DBO により実施することで、事業期間全体を通じた町の財政負担額(現在価値換算額)について、2.8%の縮減が期待できるとともに、定性的効果も期待することができる。

以上より、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI 法第7条に準じ、特定事業として選定する。